

仙台市共同生活住居整備促進事業補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市内において共同生活住居の開設を希望する者（以下「補助金交付対象者」という。）に対し、共同生活住居の整備を促進するため、予算の範囲内において共同生活住居整備促進事業補助金を交付することに関し、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第 7 条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (3) 共同生活援助 法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助をいう。
- (4) 共同生活住居 共同生活援助を行う住居で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 仙台市内に開設される住居であること
 - イ 定員が 4 人以上であること

(補助対象事業)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる事業は、補助金交付対象者による共同生活住居の開設に要する施設又は設備を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。ただし、補助対象事業に係る国、他の地方自治体、民間団体等の補助又は寄付を受けている場合は、当該額を除くこととする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費ごとに算出した補助額を合算した額とし、150 万円を上限とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の規定による補助金の交付申請は、共同生活住居整備促進事業補助金交付申請書（様式 1）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出して行うものとする。

- (1) 別表に掲げる補助対象経費毎の共同生活住居整備促進事業計画書（様式 2）
- (2) 共同生活住居整備促進事業収支予算書（様式 3）
- (3) 別表に掲げる補助対象経費毎に同表に定める書類
- (4) 暴力団排除に係る誓約書（様式 4）
- (5) 市税納付状況確認同意書（様式 5）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 7 条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容について審

査し、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定するものとする。

- 2 前項に規定する補助金の交付の可否を決定する要件は、前項、書類等の審査等によるものの他、次のとおりとする。
 - (1) 補助金交付対象者は暴力団等と関係を有していないこと
 - (2) 補助金交付対象者は法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと
 - (3) 補助金交付対象者は法第 43 条第 2 項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができること
 - (4) 補助金交付対象者は申請前 5 年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと
 - (5) 補助金交付対象者は申請前 5 年以内に当該補助金を利用して新たに共同生活住居を開設した場合には、当該共同生活住居において共同生活援助を継続して実施していること
 - (6) その他市長が別に指定するもの
- 3 前項第 2 号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合にはこの限りではない。
- 4 第 2 項第 2 号に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第 22 条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。
- 5 市長は、第 1 項の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金の交付の申請をした補助金交付対象者に対し共同生活住居整備促進事業補助金交付決定通知書(様式 6)により通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費用相互間の流用、かつ、その額が当該流用に係る費目のうち少ない費目の額の 2 割以内であるもの
 - (2) 補助対象事業の内容の変更(当該事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 規則第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する市長への申請を行う場合は、共同生活住居整備促進事業変更等承認申請書(様式 7)により行うものとする。
 - 3 前項の申請に対する承認は、共同生活住居整備促進事業補助金変更等承認通知書(様式 8)により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
 - 4 前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 1 2 条の規定による実績報告は、共同生活住居整備促進事業実績報告書(様式 9)に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 別表に掲げる補助対象経費毎の共同生活住居整備促進事業実施状況報告書(様式 10)
- (2) 共同生活住居整備促進事業収支決算書(様式 11)
- (3) 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定指令書の写し(指定障害福祉サービス事業者が共同生活住居を追加する場合は、本市による受理印が押印された法第 46 条第 1 項の規定による変更届の写し)
- (4) その他別表に掲げる補助対象経費毎に同表に定める書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行い、当該事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、共同生活住居整備促進事業補助金確定通知書(様式 12)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の補助額の確定は、指定障害福祉サービス事業者が共同生活住居を開設する場合は、法第 46 条第 1 項の規定による共同生活住居の追加に係る変更届が受理された後に、指定障害福祉サービス事業者の指定申請書を本市に受理された者については、法第 36 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業所の指定を受けた後に、それぞれ行うものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定等の後、補助事業者の請求により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の検査等の結果、必要があると認めるときは、法人に対し改善その他必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(目的外使用等の制限)

第 15 条 補助事業者は、この補助金の交付を受けて整備した設備等を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が特に必要と認める場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 に定める耐用年数のうち消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備について定められた年数を経過したときとする。

3 補助事業者は、第 1 項の承認を受けようとするときは、理由を記載した共同生活住居整備促進事業目的外使用等承認申請書(様式 13)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、承認を決定したときは、速やかに申請者に対し、共同生活住居整備促進事業目的外使用等承認通知書（様式 14）により通知するものとする。
- 5 市長は、第 1 項に規定する設備等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に請求することができる。

（帳簿等の保存年限）

第 16 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を備え付け、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 8 年間保管しておかなければならない。

（実施細目）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 3 附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 附 則（平成 31 年 3 月 22 日改正）
この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 附 則（令和 4 年 3 月 28 日改正）
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 6 附 則（令和 5 年 1 1 月 20 日改正）
この改正は、令和 5 年 12 月 1 日から実施する。

別表

補助対象経費	補助基準額	第6条の規定による 添付書類	第9条の規定による 添付書類
<p>1 消防設備の設置（スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）に限る）に要する経費</p>	<p>(1)スプリンクラー、自動火災報知設備、火災通報装置を設置する場合 現に支出した額の合計額に 2/3 を乗じた額とし、150 万円を上限額とする。</p> <p>(2)自動火災報知設備、火災通報装置のみ設置する場合 現に支出した額と、居室数に1を加えた数に 80 千円を乗じた額のうち、いずれか低い方の額に 2/3 を乗じた額とし、50 万円を上限額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消防設備の規格、数量、設置費用等の明細が記載された見積書（2社以上） 	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費に係る支出額を証する領収証等の写し 消防設備の整備状況がわかる画像を印刷したもの又は写真。なお、製本し、各画像等に施設名と番号を付すこと。
<p>2 建築基準法に適合した耐火構造とするための改修に要する経費</p>	<p>現に支出した額に 2/3 を乗じた額とし、150 万円を上限額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 改修工事にかかる見積書（2社以上） 改修予定箇所がわかる画像を印刷したもの又は写真。なお、製本し、各画像等に施設名と番号を付すこと。 建物平面図 	<ul style="list-style-type: none"> 工事請負契約書の写し 工事請負金額内訳書の写し（注）上記についてはいずれも原本証明が必要 施行計画図面 改修状況がわかる画像を印刷したもの又は写真。なお、製本し、各画像等に施設名と番号を付すとともに、第6条に基づく画像等と対応したものとする
<p>3 上記のほか、共同生活住居の開設にあたり市長が必要と認める経費</p>	<p>現に支出した額に 2/3 を乗じた額とし、50 万円を上限額とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が必要と認める書類